

多摩市地域包括支援センター運営協議会の概要

①設置目的

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保と活動の支援を図ることを目的とし設置する

②委員構成

- (1) 居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者
- (2) 地域における保健、医療又は福祉に関し学識を有する者のうち地域の
実情等を勘案して市町村が適当と認めるもの
- (3) 包括的支援事業の受託事業者、指定居宅サービス事業者等の代表者
- (4) 地域住民の権利擁護を行い又はその相談に応ずる団体等の代表者
計 12 人以内

③委員の任期

委嘱の日から 2 年間

④委員の再任

可（委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。）

⑤協議内容

- ・ 地域包括支援センターの設置等の承認に関する事
 - ・ 地域包括支援センターの運営に関する事
 - ・ 地域包括支援センターの職員の確保に関する事
 - ・ 地域包括ケアに関する事
- ※主に上記に関する事ですが、その他必要に応じて、地域ケア会議に関する
ことや地域包括支援センター職員研修の進捗状況等も協議されます。

⑥実施回数

年 3 回程度を予定

⑦謝礼金額

1 回あたり 2,500 円（税込み）

（上記②委員構成に該当する者。ただし地域包括支援センター、社会福祉協議会を除く）